

国民健康保険に加入されている40歳～74歳の人へ

毎年1回特定健診を受診しましょう！

町では、国民健康保険に加入されている40歳から74歳までの人を対象に、生活習慣病の早期発見や予防を目的とした「特定健診」を実施しています。

近年、糖尿病、脳卒中、心臓病などの生活習慣病と診断される人が増加しています。

生活習慣病にかかってしまうと治療や服薬が必要となり、その治療は長期におよぶこともあるため、ご自身の医療費負担が大きくなる可能性があります。

生活習慣病は自覚症状がないため、ご自身で発見することは非常に困難ですが、特定健診はその発見に役立ちます。また、毎年1回受診することでご自身の健康状態の確認ができます。

受診は強制ではありませんが、まだ受診されていない人はぜひ受診してください。

特に田布施町では40歳代、50歳代の人々の受診率が低い傾向にあります。現在病気にかかっていないため、医療機関で定期的な検査を受ける機会がない人は、ご自身の健康状態を把握する手段がないと思われます。受診により健康状態を確認されることをお勧めします。

受診をするときに必要なもの

特定健診受診券(黄緑色)、質問票
国民健康保険の保険証

検査内容

身長計測(身長・体重・腹囲)、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、貧血検査、心電図検査

実施医療機関

田布施町内で受診できる医療機関は、弘和クリニック、新谷医院、藤田医院、吉村胃腸科内科医院です。その他熊毛郡医師会に加入している平生町、上関町の医療機関でも受診できます。

受診料

40歳～69歳までの人…1000円
70歳～74歳までの人…500円
※受診券に標記しています。

特定健診受診期間は

平成27年
1/31(土)
まで

※1月中旬に75歳になられる人は誕生日の前日まで

- ※特定健診の受診対象となる人には受診券(黄緑色)を送付しています。紛失された人は再発行いたしますので健康保険課保険年金係までご連絡ください。
- ※外来人間ドックを受診(申込み)された人は、特定健診と検査項目が重複するため受診できません。また、国民健康保険から社会保険など他の保険に移行された人は、移行先の保険者が実施する特定健診を受診していただくようお願いします。
- ※特定健診の結果により、生活習慣の見直しが必要と判定された人には、保健師が「特定保健指導」を無料で行いますので、ぜひご利用ください。

後期高齢者医療に加入されている人へ

健康診査を受診しましょう！

ご自身の健康状態を確認する機会として、毎年1回は健康診査を受診しましょう。

検査内容

問診、診察、血液検査(貧血検査含む)、尿検査

受診をするときに必要なもの

- ・健康診査受診券(黄色)
- ・質問票
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・500円(自己負担額として)

健康診査の結果通知

- 以下のいずれかの方法で通知
- ・受診された健診機関から通知
- ・受診した健診機関で結果を説明

受診券を紛失した場合

被保険者証をご持参のうえ、健康保険課保険年金係(⑥番窓口)で受診券の再交付申請を行ってください。

お早めに
受診してください。

後期高齢者医療
健康診査受診期間は

平成27年
3/31(火)
まで



国民健康保険に加入されている人へ

70歳未満の人の高額療養費の 自己負担限度額が変更になります

制度改正により、平成27年1月診療分から、70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額は、下の表のとおり3区分から5区分に変更となります。

※70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額については、変更ありません。

【平成26年12月診療分まで】

区分	所得要件	自己負担限度額(円)
上位所得	旧ただし書所得 600万円超	150,000 + (総医療費 - 500,000) × 1% <多数該当：83,400>
一般	旧ただし書所得 600万円以下	80,100 + (総医療費 - 267,000) × 1% <多数該当：44,400>
低所得	住民税 非課税世帯	35,400 <多数該当：24,600>



【平成27年1月診療分から】

所得要件	自己負担限度額(円)
旧ただし書所得 901万円超	252,600 + (総医療費 - 842,000) × 1% <多数該当：140,100>
旧ただし書所得 600万円超 ～ 901万円以下	167,400 + (総医療費 - 558,000) × 1% <多数該当：93,000>
旧ただし書所得 210万超 ～ 600万円以下	80,100 + (総医療費 - 267,000) × 1% <多数該当：44,400>
旧ただし書所得 210万円以下	57,600 <多数該当：44,400>
住民税 非課税世帯	35,400 <多数該当：24,600>

※旧ただし書所得…前年の総所得金額(退職所得を除く)および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額(33万円)を控除した額です。

※多数該当…過去12ヵ月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合に、4回目以降より適用される自己負担限度額のことをいいます。

70歳未満の人で 「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人へ

現在交付している「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」(認定証)は、今回の制度改正により「適用区分」欄の記載が変更となることから、有効期限が平成26年12月31日までとなっています。

平成27年1月1日から7月31日まで(※)使用することができる認定証は、12月中に特定記録郵便で送付します。

(※)一部の人は有効期限が異なります(平成27年1月1日から7月31日までの間に70歳の誕生日を迎えられる人など)。詳しくは、認定証を送付する際に同封する案内文をご確認ください。